

經濟論叢

第109卷 第4・5・6号

哀 辞

故 高田保馬名誉教授遺影および略歴

經濟發展における軍需生産の役割について……	木 原 正 雄	1
社会資本と資本蓄積……	池 上 惇	25
ドイツ国民經濟會議における自由貿易……	藤 本 建 夫	42
コンビナートの企業構造……	下 谷 政 弘	59
世界市場と世界經濟……	関 下 稔	83

書 評

S. コトグローブ, J. ダンハム, C. ヴァンブルー著 「生産性交渉と職務拡大のケース・スタディ」 1971年……	赤 岡 功	106
--	-------	-----

昭和47年4・5・6月

京 都 大 學 經 濟 學 會

ドイツ国民経済会議における自由貿易

——ドイツ自由貿易運動の歴史的 성격 (2) ——

藤 本 建 夫

I 国民経済会議における関税問題

1 ドイツ国民経済会議 (Kongress deutscher Volkswirte) が手工業者問題の一環として営業の自由を要求していたことは、前稿で述べたとおりであるが¹⁾、他方では、周知のように19世紀後半以降のドイツ自由貿易運動においても主たる役割を演じていた。会議は前者については営業協会およびシュルツェ=デーリッチュ (H. Schulze-Delitzsch) の協同組合に結集していた手工業者を支持基盤に持っていたが、問題は後者に対する支持基盤がどこに存在していたのか、という点にある。この論点に関して興味深く思われるのは、営業の自由を要求していた手工業者のなかにも会議が支持を得ていたことである。たとえば、ベルリンの自由主義的手工業者委員会 (das Comitee der liberalen Handwerker) が1861年11月に出した選挙檄においては、自由貿易が営業の自由と不可分な関係にあると明記されていた²⁾、また、ナッサウ営業協会は、ナッサウとプロイセンとの通商関係重視の立場から1862年の普仏通商条約の早期批准を政府に要求していた³⁾。だが、会議は同時に、いな、より以上にバルト海沿岸地方やハンザの末裔ハンブルクとプレーメンのコスモポリタンの商業資本家層から熱烈な支持を得ていたのみではなく、営業の自由に反対していたユンカーすらも、自由貿易論者なるがゆえに進歩勢力の一端を担っているものとして評価する。

1) 拙稿「ドイツ国民経済会議における営業の自由」『経済論叢』第109巻第2号。

2) G. Eisfeld, *Die Entstehung der liberalen Parteien in Deutschland 1858-1870*, Hannover 1969, S. 204.

3) Th. Lautz, *Geschichte des Gewerbevereins für Nassau*, Wiesbaden 1895, S. 46.

では、なにゆえにこうしたユンカー評価が可能となりえたのであろうか。われわれはその原因を、ツンフト制度は保護貿易と、営業の自由は自由貿易と表裏一体の関係をもつ、という会議の指導者達に共通する思考様式に求めることができる。すなわち、かれらにおいては、自由貿易は営業の自由とならんで国家の経済発展を促進するものとして捉えられていた。営業の自由は必然的に自由貿易へと帰結し、他方、自由貿易は営業の自由の確立を速めこそすれ、その障害とはならない、と考えられていたのである⁴⁾。

会議の関税論争において、そこで支配していたのは、一方では手工業者的観点にたつて主張されていた自由貿易論であり、他方では北東部ドイツの商業資本およびユンカーの利害擁護へと帰結してゆく自由貿易論であった。以下、こうした事情を会議の議事録に依りつつ検討してゆくことにしよう。

2 第2回大会では、「(1)一般輸入関税の廃棄、つまり関税表に特別に記載されていない全物品の原則的な関税免除。(2)食料およびその他の農産物に対する関税の廃棄。(3)手工業および工場の原料・補助材料に対する関税の廃棄」⁵⁾という関税委員会の決議提案が採択されたが、上記の3提案に関する主旨説明をミヒャエリス (Otto Michaelis) が次のように行なった。

かれによれば、個々の具体的な関税問題に関してはなお委員会内に対立があり、そこで、この大会に対しては「改革の原理および実践的実行可能性」を考慮して以上の提案が起草されたのである。第1提案は問題はない。第2提案は「最も直接的な生活必需品のための市場を完全に解放することは国民の富裕な生活を考えれば当然のことである」との観点から提起されたのだが、そのさい、「農業は保護関税を必要としていないし、また望んでもいない」から、保護関税的利害からの反対はありえない、と⁶⁾。なお、この提案に関するロッツ

4) たとえばシュルツェ＝デーリツェについては。Vgl. H. Schulze-Delitzsch, *Die arbeitenden Klassen und das Associationswesen in Deutschland als Programm zu einem deutschen Congress*, Leipzig 1858, SS. 16-18.

5) *Zweite Versammlung des Congresses deutscher Volkswirthe*, S. 40. 以下 *II. Congress* と略記する。他の大会議事録についても同様。

6) *Ibid.*, S. 40.

(Walther Lotz) の注釈は注目に値する。かれによれば、穀物関税は低率ながらも当時なお存在していたが、その実効性については、穀物価格の騰貴のさいには停止され、また当時の主たる競争国オーストリアとハンガリーには1853年の「2月条約」により特惠が与えられていたために、ほとんど消滅していたといっている。だから、この提案は「その当時一般に認められていたように、主にバルト海地方の仲介貿易を利するものであった」と⁷⁾。

第3提案について。「原料への関税は生産課税である。これによって国内需要の安価な供給のみならず、殊に輸出向加工業は大いに困難にされ、しばしば後者は不可能にされている」。だがそればかりではない。「これらの関税はまた工業製品のために存在している保護体制の基礎のひとつをなしている」⁸⁾。この第3提案は、ミヒャエリスの説明からも窺えるように、輸出向加工業の輸出利害擁護の立場にたって、関税同盟の「保護体制」を個別的に批判するための布石として提起されたものであり、第3回大会の鉄関税論争、第4回大会の燃糸関税論争において、より具体的となってくる。

3 第3回大会はドイツ鉄工業の中心地ケルンで開催され、ここでの最大の争点は鉄関税（殊に銑鉄関税）問題にあった。

まず討論に先だち、以下の委員会決議提案がミヒャエリスを通じて大会に提出された。すなわち、「(1)1844年になされた銑鉄関税の導入と鍛鉄および圧延鉄関税の引上げは撤回され、(2)次いで、全ての残余の鉄関税は財政関税に引戻される。さらに、(3)(a)同様に、鉱山業に賦課されている貢租と雑租 (Abgaben und Gefälle) の改革ないし廃棄は、鉄生産の自然的発展と鉄消費とに鑑み、早急になされる。(b)とはいえ、この改革は鉄関税改革の付帯条件として掲げられない」⁹⁾。

〔ミヒャエリスの主旨説明〕 第1提案に関してかれはその正当性を次のよう

7) W. Lotz, *Die Ideen der deutschen Handelspolitik von 1860 bis 1891*, Leipzig 1892, S. 23.

8) *II. Congress*, S. 41.

9) *III. Congress*, S. 52.

に主張した。1844年の鉄関税改革は当時「極度に圧迫されていたスコットランド鉄市場の状態」という一時的な「異常状態」に由来するものであった。だが、今日ではそうした状態は存在していないにもかかわらず、1844年関税は存続している¹⁰⁾。そればかりか、1853年以降、ベルギー特恵関税¹¹⁾の廃止により、その効果はなお一層強化されている。なるほどこの間、ドイツの鉄工業は銑鉄生産にせよ、棒鉄や型钢生産にせよ、顕著な発展を遂げ、その輸出能力も増大したとはいえ、この発展は他の諸利害を、とりわけ北東部ドイツの農業と輸出向鉄加工業の利害を犠牲にして達せられたものである。「鉄関税保護が北東部の農業発展の主たる障害をなしていたことが最も熟慮すべきものとして強調されねばならない。これに加えて……輸出向鉄工業にとって外国市場での同工業の地位はますます困難になっている」¹²⁾。

第3提案について。ドイツの鉄工業にとって高率の鉄道賃率や鉱山貢租の存在は発展の阻害要因を形成してはいる。しかし、これらの弊害が解決されるまで鉄関税改革を延期することはできない。なぜなら「全体の改革の実施が無期延期されるであろうからである」。いま改革が行なわれると、多くの製鉄業者が没落するかもしれない。だが「真に自然的と考えられうる企業はこれによって少しも脅かされはしないだろうし、また、関税保護の除去によって生産者ができる限り生産費を低めざるをえなくされる時と同じくらいに強力に、運輸手段の改善ならびに鉱山貢租の廃棄に影響を及ぼすものはなく、そして疑いもなく強力に増大する消費は生産に対し従来とは比較しえぬほどに拡張された販路

10) *Ibid.*, S. 51.

11) 1844年の関税改革によって、銑鉄にはツェンドナー当り10銀グロッシェンの輸入関税が導入され、棒鉄関税は1ターラーから1.5〜2.5ターラーに引上げられたが、そのさい、ベルギー鉄に対しては50%の優遇措置が与えられることになった。Max Sering, *Geschichte der preussisch-deutschen Eisenzölle von 1818 bis zur Gegenwart*, Leipzig 1882, SS. 65-69.

12) *III. Congress*, S. 52. ユンカーの農業利害からする鉄保護関税批判はすでに第2回大会において表明されていた。レッテ (Adolf Lette) は言う。北東部のドイツ諸邦およびプロイセン諸州の農業地帯には「鉄も製鉄業もなく、農耕にとみに必要となってきた鉄は、わが国のライン、ヴェストファーレンおよびシュレージエンの鉱山業からは陸上輸送が高すぎて供給されていないが、少なくともそれが困難である。それゆえ、これらの地方は外国の鉄をイギリスとスウェーデンから購入しなければならぬ」(*II. Congress*, S. 41.) と。

を開く、ということとは確かなことである」¹³⁾。

〔鉄保護関税論者トューゲル (Tögel) の主張〕 かれは関税同盟の鉄工業の代表者だと自称し、特に第3提案との関直で現存の鉄保護関税の維持を要求した。かれによれば、ドイツの鉄工業に現在欠如しているものは「技術的知識」や「必須の工場の経営」(nöthige Oekonomie der Werke) ではない。「もしも、鉄鉱石と石炭とを等しく効率的に産出するという自然的特典の要素が低廉かつよく整備された運輸体系に付加われれば、そして国家がわれわれの工業に対する諸貢租に関して別の原則を遂行すれば、疑いもなく、われわれは完全にスコットランドと競争しうる状態になるだろう」¹⁴⁾。しかし、現状は次のとおりである。鉱山貢租は6%の鉄鉱石貢租と石炭に対する1/20税とからなり、両者を合せると銑鉄の平均販売価格の7%にも達する。さらに、国家の監督原則にしたがって高率の鉱山官庁手数料 (bergamtliche Gebühren), 坑夫共済組合金庫税 (Knappschafts- und Unterstützungskasse) 等の重圧が加わる¹⁵⁾。運輸制度の悪弊に

13) III. Congress, S. 52. 当時運輸制度に関しては、鉄道問題が重要な係争問題のひとつをなしていたが (Vgl. Kurt Bloemers, Der Eisenbahntarif-Kampf. in: *Moderne deutsche Wirtschaftsgeschichte*, hrsg. von Karl Erich Born, Köln-Berlin 1966, SS. 151-170.), これに対してもミヒャエリスは自由貿易の万能薬的効果を強調する。かれによれば、今日、ライン・ヴェストファーレン地方では、ケルン=ミンデン鉄道がオランダ経由のイギリス鉄を優遇しているのに対し、ベルク=マルク鉄道はヴェストファーレンの鉄を主に輸送しているが、両鉄道間に賃率引下げ競争を行なわせるためには、まず最初にイギリス鉄とドイツ鉄との競争が活発とならねばならない。それゆえ、「鉄関税が廃棄されるならば、鉄工業に関与しているドイツの鉄道はなお一層鋭い競争の支配下におかれ、低賃率の発展はなお一層急速になされるであろう」。O. Michaelis, *Das Monopol der Eisenbahnen. Eine Denkschrift der vierten Versammlung des Congresses deutscher Volkswirthe im Auftrage der ständigen Deputation desselben*, S. 13.

14) III. Congress, S. 52.

15) *Ibid.*, SS. 52-53. この点に関し、鉄保護関税論者はヘルデ製鉄所 (Hüttenwerk zu Hörde)

諸 負 担	ターラー	銀グロツ シェン	プフエニ ツヒ
坑夫共済組合への出資	3,141	12	—
共済組合疾病金庫への出資	7,284	21	1
株 券 税	4,500	—	—
地 租	286	14	6
カトリック教会への出資	108	—	—
1/20鉄鉱石税 = 価値の6%	15,087	—	—
70百万シェフェルの石炭貢租	30,000	—	—
合 計	60,417	17	8
銑鉄総生産額	750,000	(600,000ツェントナー)	

(*Ibid.*, S. 56. なお, 60417Thlr. は60407Thlr., 8Pf. は7Pf. の誤りであろう。)

についても同様である。ルール鉄工業地帯は鉄鉱石の大部分をライン河流域地方に依存しており、その輸送手段としてはライン河とケルン＝ミンデン鉄道とが利用されているが、前者は安価であるとしても、後者は極めて高率で1マイルの鉄道運賃が25マイルの水上輸送費に匹敵するという状況である¹⁶⁾。以上の諸事情を考慮すれば、「われわれの運輸施設を低廉にせず、そして国家貢租を軽減せずして鉄関税の即座の廃棄もしくは強力な引下げを要求しとおすことは、鉄工業が犠牲にさるべきでないとするれば、不可能である」¹⁷⁾。

〔鉄保護関税論者に対するベッカー (Becker) の反論〕 かれはライン地方の鉄加工業者の輸出利害を代弁した。「鉄の加工は銑鉄の生産よりもずっと重要な国内産業の部分である。われわれのマルクとベルクの鉄工業は保護関税よりはるかに古い。保護関税以来ドイツの鉄製品輸出は年々減少している」。たとえば、ハーゲン県の鉄敷とねじ万力は、鉄保護関税により、イギリスやベルギーのそれに比べ割高となっているために、オランダ市場から駆逐されたし、アメリカへのドイツの鉄製品輸出の減退もまた同じ理由に基づいている。それゆえ、輸出向鉄加工業のかかる窮状を救済するには「鉄関税の完全な、しかも即座の廃棄」こそが必要なのである、と¹⁸⁾。

討論ののち上記3提案はいずれも大会によって会議の決議提案として採択されたが、ここで留意すべきは次の3点である。(1)ミヒャエリスの議論に関しては、営業の自由(ここでは鉄道制度や鉱山業に関連する認可制度からの自由)の経済的・社会的意義よりも自由貿易の持つ普遍的意義が強調され、そしてこの議論の延長線上で鉄保護関税が批判され、ユンカーならびに鉄加工業の利害が擁護されていた。(2)トューゲルに代表されるライン地方の鉄保護関税論者は、運輸

の例を引合いに出し、諸負担の重圧を説明した。それによると(表参照)、同製鉄所は1857年に500,000ツェントナー、価値にして750,000ターラーの銑鉄を生産したが、それに対する諸負担は60,417ターラー余に達し、その額は全体の8%以上であった。*Ibid.*, SS. 55-56. なお、あわせて、川本和良『ドイツ産業資本成立史論』未來社、1971年、183頁以下、をも参照のこと。

16) *Ibid.*, S. 53.

17) *Ibid.*, S. 53.

18) *Ibid.*, S. 56.

制度の改善と鉱山貢租の改革がなされるならば、イギリスとも充分競争しうると考えていた。ここにはかれらの秘かな自信すら窺えるが¹⁹⁾、この点南ドイツの綿紡績業者と異なる。この相違は、後述するように、1862年通商条約に対する態度に明白に現われる。(3)この論争において、会議はライン地方の輸出向鉄加工業の利害関係者から支持されたが、そのことは会議がライン地方にも一定の支持基盤を獲得したことを意味していたといえるだろう。

4 会議は第4回大会の開催地に南ドイツ保護貿易運動の中心地シュトゥットガルトを選んだ。ここで会議は燃糸関税の引下げを要求したが、この要求はフランクフルト・アム・マインの商人ゾンネマン (Sonnemann) やハンブルクの商人ヴィーヒマン (Wichmann) らに支持されはしたものの、アウグスブルクの綿紡績業者で宮廷顧問官でもあるケルシュトルフ (Kerstorf) やシュトゥットガルトの綿紡績業者シュタウブ (Staub) らから激しく攻撃された。以下、論争の内容をややたちいって検討しよう。

〔ミヒャエリスの燃糸関税引下げ論〕 かれによれば、会議は「手工業と工業」の利害から、原料関税から完製品関税にいたる総関税体系の改革を要求しているが、そのうちで半製品関税は一方では消費者を、他方ではそれと関連する諸部門の生産者と労働者を犠牲にしているがゆえに、「最も腐敗した」関税である。燃糸関税はまさしくこの範疇の関税に属しており、「織布業者を犠牲にして紡績業者を優遇している」。というのは、この関税の結果、外国の燃糸に依存しているドイツの織布業は輸出能力を減殺され、外国、特にイギリスとの競争に対抗しえないからである。他方綿紡績業に関しては、紡績機に対する輸入関税や移動の自由の制限等の諸阻害要因がなお存在しているとはいえ、近年に

19) ゼーリングの次の鉄鉄価格分析は、鉄保護関税論者にみられるその自信をある程度裏づけているように思われる。すなわち、鉄鉄1ツェントナー当りの平均価格(原産地)は、プロイセンでは、1838年に4.90マルクであったが、44年に4.68、51年に4.35、60年は4.27、64年には3.82マルクへと着実に低落傾向を示していたが、他方スコットランドでは、43年に1.99マルクであった平均価格は、50年代には、51年に1.98マルクを記録したとはいえ、2.20マルクと3.98マルクの間を揺動し、60年代にはもはや61年の2.46マルク以下に下ることはなかった。それゆえ、両者の価格差は43~44年の2.69マルクから、60年代初頭にはすでに1.36マルクに縮小していた。M. Sering, *a. a. O.*, SS. 117-118 u. 302.

おけるその発展はめざましく、したがって、それは保護関税が引下げられても諸外国との競争に充分耐えてゆくことができるだろう。いな、関税の引下げはもっと積極的な意味をもっている。つまり、関税引下げによる織布業の発展は紡績業の市場を拡大させ、したがって、「紡績業にとっては、特別の安全性という利点がなおも増大するであろう」²⁰⁾。

このミヒャエリスの論法は、第3回大会でのそれと比較すると、その対象が鉄関税から燃糸関税に移っただけで何らの変化もみられない。すなわち、一方における輸出向綿織物業の利害擁護、他方における自由貿易のもつ普遍性の主張。だが、こうした議論は「ただ一に関税保護のみ」²¹⁾を要求していた燃糸保護関税論者に対しては少しも説得力をもってはいなかった。

〔ケルシュトルフおよびシュタウプの燃糸関税擁護論〕ケルシュトルフは主張する。「安定」(Stabilität)こそが「産業の発展能力の主要原則」だとすれば、イギリスとの競争に脅かされているドイツの綿紡績業にとって、現在必要なことは現行の3ターラー関税の引下げではなくて、その維持である。たしかに、現行関税は「われわれの諸要求に全然照応してはいず、大工業の正しくかつ合理的な発展にとって完全に不充分であり、低番手には高すぎ、中番手には充分ではない。けれども、3ターラーというわずかな保護関税のもとで非常に大きくかつ強力な綿紡績業が発展し始め、そしてそれは今日なお極度に活発な発展段階にある」。この顕著な発展にもかかわらず、国内市場は充足されてはいず、それにはなお100万錘の設備が必要である。それゆえ、このドイツ綿紡績業の現状を考慮するならば、現行関税に対する引下げ要求は撤回されるべきである。そして、いま心に銘記してほしいことは「われわれがここでは、フリードリッヒ・リストがかれの国民経済学説を考え出した基盤に立っている」ということである²²⁾。

20) IV. Congress, SS. 151-153.

21) W. Lotz, a. a. O., S. 26.

22) IV. Congress, SS. 153-157. なお、ケルシュトルフはこうした南ドイツ保護貿易主義の観点から1861年8月末にドイツ工業協会 (Verein für deutsche Industrie) を設立したが、この時点でこの協会設立に51人の工業家が賛成したといわれている。H. Böhme, *Deutschlands Weg zur Großmacht*, Köln-Berlin 1966, S. 104.

シュタウプはケルシュトルフの国内市場論をさらに具体的に述べた。すなわち、ドイツの綿紡績業の急速な成長は衆目の一致するところであり、スイスの紡績業の発展をはるかに凌駕している。とはいえ、イギリスに対してはなおその後進性は否定しえない。イギリスは現在3400万鍾と40万台の機械織機を所有し、ほとんどその半分で国内需要を充足しているのに対して、ドイツでは、222万鍾と2万台の機械織機しか国内向けに充当されてはいない。この相違の意味するところは明らかであり、かつドイツにはなお広大な国内市場が残されていることを物語っている。とすれば、関税はまだ引下げられてはならない。要するに、「われわれはまず第1に区内市場を征服しなければならず、そしてわれわれの工業が他日その存在と拡張のために、もはや関税を必要としなくなるならば、それは、イギリスの工業と同様に、関税の除去に耐えることができるだろう」²³⁾。

南ドイツ保護関税論者のかかる議論に対し、自由貿易論者はいずれもミヒャエリスと同じく自由貿易の普遍性を反復するばかりで、何ら説得的な議論を展開しえなかった。それゆえ、大会の決議案採択にさいしても、かれらは、テュービンゲンのシュファレ (A. Schäffle) とケルシュトルフの共同提案、「会議は、大会が大多数の参加者において確固たる判断を下しうる状態にないことを考慮し、当面の問題が相対立する諸党派の立場から包括的に討論されたことによって会議の目的が達せられたことを考慮し、議事を進行させてもよからう」²⁴⁾——この提案が決定的対決を回避したものであったとはいえ——に敗北せざるをえなかったのである。

II 国民経済会議における普仏通商条約

1 これまでの検討で明らかなように、会議の関税問題に対する要求は首尾一貫していた。一言で言えば、それは原料関税から完製品関税にいたる全関税

23) *IV. Congress*, SS. 173-176.

24) *Ibid.*, SS. 187-188.

体系を根本的に改革し、完全な自由貿易体制を確立することにあった。こうした会議の主張に最も強い利害関心を持っていたのは、たしかに北東部ドイツの商業資本である。しかし第4回大会までは、主として、この要求は手工業者の、とりわけ輸出向加工業の利害状況との関連で主張されており、そのかぎりにおいて商業資本の利害擁護は前面に現われてはいなかった。ユンカーに対しても、かれらの自由貿易への利害状況が積極的に評価されることはなく、鉄関税との関連でひかえめに擁護されていたにすぎない。だが他方では、自由貿易こそが全てを、法制的諸制限のみならず国内市場の問題をも解決するという議論が、鉄関税論争と撚糸関税論争において、保護関税論者の抵抗が強ければそれだけかたくなに前面に押し出されていた。そしてこの議論の帰結は、自由貿易に最も利害関心をもち、そのために独自の運動を「3月革命」以前から推進していた商業資本とユンカーに対する会議の積極的評価であり、と同時に両利害への会議の傾斜である。会議のこうした方向性は、1860年代後半以降のドイツ通商政策を自由貿易路線へと大きく転轍してゆくうえで決定的契機をなしていた普仏通商条約に対する会議の態度のなかに明瞭に示されている。

第5回ヴァイマル大会での普仏通商条約論争において明らかにされたことは上記の論点のみではない。会議結成時に確約されていた原則、つまり、会議の対象とするのは国民経済的な諸問題であって、政治問題には容喙しないという原則²⁵⁾がここで——もっとも、この通商条約が、プロイセンの強権政策 (Macht-politik) の一環をなしていたという意味において、すぐれて政治的性格を帯びていたのだが——放棄され、会議はプロイセンのドイツの盟主たるの地位を擁護し、したがって小ドイツ主義を公然と宣言する。

そこで以下論争の過程を分析することによって、上記の論点を明らかにしよう。

2 普仏通商条約に関する関税委員会決議提案は次のとおりである。「(1)フ

25) V. Böhmert, Die Entstehung des volkswirtschaftlichen Kongresses vor 25 Jahren, in: *Vierteljahrsschrift für Volkswirtschaft, Politik und Kulturgeschichte*, Jg. 21, Bd. 1, Berlin 1884, S. 209.

ランスと関税同盟との通商条約は、ドイツ国民の健全な経済発展にとって必要な関税同盟における関税改革の実行への第1かつ本質的な第1歩をなす。(2)同条約は、関税同盟諸邦の生産物に対するフランスの関税率をイギリスとベルギーの生産物に対するそれと等しくすることによって、わが国産業のフランス市場からの排除を阻止し、ドイツの輸出にすばらしい新市場を開く。(3)それゆえ、政治的傾向と独占的利害とに担われた個々の関税同盟政府の反抗が条約の実施をなおも長びかせるならば、ドイツ国民の経済的利害は最もひどく損傷される²⁶⁾。

上記3提案をめぐる討論において争点をなしていたのは、第1に同条約の評価、第2に関税同盟とオーストリアとの関係であった。

まず、第1の争点から検討してゆこう。

〔通商条約賛成派＝自由貿易論者の主張〕

(1)ヴォルフ(Otto Wolff)の主張 かれは、この通商条約がドイツの全ての「輸出能力のある、将来輸出能力のできる産業」に西ヨーロッパ市場を、さしあたってはフランス市場を開放するだろうと述べたあとで、南ドイツ(殊にヴェルテンベルクとバイエルン)政府の同条約に対する態度を批判し、次のようにバルト海沿岸地方の利害を弁護した。南ドイツ諸邦の「諸利害が関税同盟にとって全く決定的であってよいものかどうかを問うことは、たしかに重要である」。なにゆえバルト海沿岸地方の利害が考慮されてはいけないのか。ここは「常に関税同盟の継子となってきた」のであり、したがって、「南部と西部の保護関税利害は、なかんづく、工業のないバルト海沿岸諸州を犠牲にして発展してきたのである」。関税同盟のこうした措置に対する不満の感情はここでは一般に流布しており、政治的党派問題をこえて「ユンカーがデモクラートと全く同じくらいに自由貿易論者である」²⁷⁾。

26) *V. Congress*, S. 17. これらの3提案はいずれも圧倒的多数で決議提案として採択された。
Ibid., S. 60.

27) *Ibid.*, SS. 22-23. ドイツの商品をイギリスに輸出していた商人ボルン(David Born)も同様の主旨のことを述べている。すなわち、「北東部は元来南から植民地(Colonie)のように取扱わ

ところで、対仏通商条約に関しては、それがバルト海沿岸地方の利害よりも西・南部ドイツの利害をずっと考慮していることは否定しえないが、にもかかわらず前者はこれを無条件に承認している。その好例はユンカーを構成母体とするボンメルン経済協会 (Pommersch-ökonomische Gesellschaft) である。同協会は「すでに昨年春、ドイツ商業会議が独仏通商条約について何も知ろうとしていなかった時に、同条約に決然と賛意を表明したのであるが、しかも、バルト海沿岸諸州にとってこの条約の直接的利益が〔そこには輸出能力のある工業は少なく、またその最大の関心事たる鉄関税の引下げがわずかであるがゆえに〕比較的重要でないにもかかわらず、そうした表明を行なったのである」²⁸⁾。

(2) ボーメルト (Viktor Böhmert) の主張 ヴォルフがバルト海沿岸地方の利害を代弁し、あわせてユンカーの開明性を主張したのに対し、ボーメルトはハンザの末裔ハンブルクとブレーメンの立場から同条約の意義を強調した。次のとおりである。両自由都市はドイツと他の諸外国との間の通商関係を媒介する大貿易都市である。ブレーメンは1861年には関税同盟に3600万金ターラー以上を輸入してやり、そして2700万金ターラー (60年) におよぶ関税同盟からの輸出を媒介した。ハンブルクはブレーメン以上に重要な地位にある。それゆえ、オーストリアとの関税統一計画に固執してフランスとの条約に反対することは、関税同盟と外国との交易関係を維持するうえにかくも重要なハンザ末裔都市を「ドイツ地図からたたき出す」ことを意味している²⁹⁾。

ところで、条約に反対している南ドイツ諸邦の産業もすでに世界市場において充分競争しうる力を持っている。ブレーメン貿易統計によれば、1860年には、バイエルンは1,491,866、ヴェルテンベルクは303,009金ターラーをブレーメン

れている」。殊に東・西プロイセンがそうである。「われわれは全ての製造品を中・南部ドイツから運んでくるように強制され、そしてわれわれの生産物を、羊毛やポロ等に輸出関税が課せられることによって、自由に輸出することを阻止された」。Ibid., S. 28.

28) Ibid., S. 24.

29) Ibid., S. 50. ボーメルトのハンザ自由貿易擁護論について、より詳細には次を参照されたい。V. Böhmert, Die Stellung der Hansestädte zu Deutschland in den letzten drei Jahrzehnten, in: *Vierteljahrsschrift für Volkswirtschaft und Culturgeschichte*, Jg. 1, Bd. 1, SS. 73-115.

を通じて輸出している。だがここで注意すべきは、1861年の両邦のブレーメン経由の輸出は、アメリカ南北戦争の結果、それぞれ456,143, 112,685金ターラーに下落したことである。つまり、このアメリカへの輸出の後退という事実のなかに次のような重要な忠告が示唆されている。「フランスがいまやわれわれに与えている消費能力ある大販売地を近視眼的に拒絶すべきではない」と³⁰⁾。

〔通商条約反対派の論拠〕

条約に反対したのはケルシュトルフとオーストリアの代表者チェルニク(Freiherr von Czörnig)とバージュ(Basch)であったが、ここではケルシュトルフの議論を検討する。

かれは、この大会の出席者の大部分がプロイセンとその周辺諸邦の出身者によって占められていると指摘したあとで、南ドイツの綿紡績業の利害から、なによりこの条約に反対するのかを説明した。すなわち、ラインプロイセンの織布業のような産業の利害は無視されてはならず、この条約によってこの工業には新たな市場がフランスに開かれることになる。しかし「ラインとヴェストファーレンの工業はわれわれ〔南ドイツの〕工業とは全く別の基盤に立っている」。つまり、南ドイツの工業においては「輸出はほとんどなく、輸入のみが問題である」³¹⁾と。

30) V. Congress, S. 51. かれはここでアメリカへの輸出の後退という事実から普仏通商条約の重要性を強調しているが、この議論は明らかにブレーメンの利害状況を反映していた。すなわち、ブレーメンの貿易構造においてはアメリカ合衆国との貿易関係が圧倒的比重をもっていた。たとえば、1856年においては、合衆国からの輸入は全体の39.4%、そこへの輸出は66.9%を占めていた。Bodo von Borries, *Deutschlands Außenhandel 1836 bis 1856. Eine statistische Untersuchung zur Frühindustrialisierung*, Stuttgart 1970, SS: 134-135. この点、同じくハンザ都市とはいえ、イギリスとの関係が極めて緊密であったハンブルク（同年の総輸出入のうち、イギリスからの輸入は60.8%、同国への輸出は40.6%。Ibid., SS. 118-119.）とは異なる。

31) V. Congress, SS. 30-34. なお、次もあわせて参照のこと。春見濤子「普仏通商条約と南ドイツ保護貿易論—『モール報告書』をめぐる一考察—」『文化』第34巻第4号、1971年。ここで鉄保護関税論者トューゲルの対仏通商条約に対する議論を紹介しておくのも有益なことであろう。かれによれば、「ライン地方は最も主要かつ最も目前の利害関心を、フランスの禁止的・差別的関税が引下げられることに持っている。それはライン地方にとって、同様に、そのことによって特に家畜の過剰を著しく有利に販売しうるラインの農業にとっても極めて重要となる」と。III. Congress, S. 47. なお、かれはここでは鉄工業については触れていないが、この通商条約によってラインの鉄工業が不利益を被むると考えていたとは思われない。というのは、ゼーリングによれば、「ドイツの鉄工業にとって『フランスはかなりすばらしい市場であった』(M. Sering,

3 会議は、みられるごとく、ハンザ末裔都市およびバルト海沿岸地方の商業資本的・ユンカー的観点に立って通商条約に全面的に賛意を表明したのであるが、他方では、「政治的傾向と独占的〔＝保護関稅的〕利害」とに導かれて、同条約に反対し、オーストリアとの関稅統一を要求する南ドイツに対し、プロイセン的・小ドイツ的立場の絶対性を主張した。そのさいに問題とされたのは、第1にオーストリアと関稅同盟との関稅統一計画、第2に「自由拒否権」(liberum veto)を根幹とする関稅同盟制度であった。

〔関稅統一計画について〕

ミヒャエリスは言う。「肝要なのは、オーストリアと関稅同盟との間の自由な交易という単なる商業上の問題ではなく、関稅同盟の通商政策のオーストリアへの従属である。7000万人の帝国は統一的な通商政策を追求しなければならぬであろうし、この通商政策はオーストリアに、すなわち、非ドイツ的利害を代表する統一国家に従属させられるであろう。諸君！もしも非ドイツ的利害がドイツの関稅法の發展を支配することになれば、それは少しも国民的利益とはならず、反国民的利益となる！」³²⁾と。では、ドイツの「国民的利益」はいかなる状況下で最も十全に構築されうるのであろうか。それはプロイセンを中心とする関稅同盟が確固たる基礎を獲得する時である。この事情をシュルツェ＝デーリッチュは断乎言っている。

現在ドイツには3つの関稅統一の道が考えられる。第1はプロイセンとオーストリアとの結合の道であるが、これは両国ともに大国であり、しかも政治的・経済的利害状況が全く敵対的である以上、実現不可能である。第2はオーストリアと中小諸邦との結合の道である。だがこれもまた、オーストリアの政治的・経済的不安定を考慮すると、成功する現実的可能性はないといえる。第

a. a. O., S. 137.) からである。すなわち、ブリキについてはフランス製品が良質かつ安価であったとしても、銑鉄、鋼鉄とその製品に関してはドイツがはるかに優位に立っていた (*Ibid.*, S. 136.)。それゆえ、大部分のドイツの鉄工業者は「関稅引下げがかれらにとって有害でないばかりか、むしろ輸出の増大によって極めて重要になるだろう」ということを認知し、期待していた (*Ibid.*, S. 136.)、といわれている。

³²⁾ V. Congress, S. 45.

3はプロイセンと中小諸邦との結合の道であり、これは現実に関税同盟として存在している。ところで、この存在を可能ならしめているのは、プロイセンのみが大国であり、しかも両者ともに「ひとつの国民性に属している」がゆえに、そこには「本来的な敵対」はない、という特殊な事情である。それゆえ「全関税同盟諸邦が自己の破滅を招かずして政治的あるいは経済的に闘争しあうことは考えられえない。そして、プロイセンの道と闘争は (Preußens Wege und Kämpfe) プロイセンがその歴史的基盤を喪失したり、自己を破壊しないならば、必然的にドイツの道と闘争なのである」³³⁾。

〔関税同盟制度の改革について〕

会議は、他方で、現行関税同盟制度の改革を要求する。というのは、南ドイツ諸邦がかくも前途有望な通商条約に反対し、その実施を引延そうと努力することのできる法的根拠は「自由拒否権」によって、つまり、関税同盟の全会一致主義によって保証されている、と考えられていたからである³⁴⁾。そこで会議は現行制度の改革を要求する。それは、会議によれば、「共通の国民経済的な諸問題のために、統一的な執行機関および多数決原理に基づく全関税同盟国政府の参与とならんで、関税同盟の全住民から選出される国民議会 (Volksvertretung)」³⁵⁾を中心とするものでなければならない、と。ところで、この会議の関税同盟制度改革案は、プロイセンが反プロイセン的な南ドイツ諸邦をその支配下におくための手段として準備していた改革案、つまり、現行の関税総会にかわる関税議会 (Zollparlament) と関税連邦参議院 (Zollbundesrat) の設置という構想³⁶⁾に完全に一致していた。

33) *Ibid.*, SS. 55-57.

34) *Ibid.*, SS. 51-52.

35) *Ibid.*, S. 18.

36) この構想は1867年6月に実現するが、これによってプロイセンが目的としていたものは、頑強にプロイセンに対抗していた南ドイツ (殊にバイエルンとヴュルテンベルク) を、さしあたって、経済的諸問題において自己の支配下におくことであった。具体的には、関税連邦参議院の議決権58票のうちプロイセンが17票を占め、普通、直接、秘密選挙で選出された代表からなる関税議会においては、人口の多い北ドイツが南ドイツを支配していた。しかもこのさいに注意すべきことは、関税議会の権限は関税法、通商および航行条約、間接税、関税国境調整 (Zollgrenzregulierung) に関する諸問題の討議に制限され、予算審議権は与えられてはいなかった、ということである。

かくして、会議は、自由貿易政策を槓杆としてオーストリアのドイツへの影響力を排除し、あわせて南ドイツ諸邦を従属せしめようと画策していたプロイセンの全政策体系に対する最も熱心なる唱道者として登場してきたのである。しかも、ユンカーの利害を擁護しつつ。

III 結 び

1871年に創出されたドイツ帝国は、ベーメ (Helmut Böhme) によってエルベ河を境とする東と西という本来敵対的な「ドイツ的發展の二元性」(die Ambivalenz der deutschen Entwicklung) の上に聳立する「似而非封建的権力諸関係」(die pseudo-feudalen Machtverhältnisse)³⁷⁾ と規定され、わが国では多くの論者によって似而非ボナパルティスムスの社会構成として捉えられてきた³⁸⁾。

このように規定されるビスマルク・レジームの創立期に結成され、手工業者問題の解決を最も焦眉の課題として掲げつつも、他方では、自由貿易論者なるがゆえにユンカーを評価し、自由貿易政策の推進主体なるがゆえに、ユンカーをその政治的・経済的な——シュルツェ＝デーリッチェの表現をかりならば——「歴史的基盤」とするプロイセンを熱狂的に支持していったドイツ国民経済会議にとって、その歴史的課題は何であったのか。

われわれは、まず第1に、会議が1850年代末以降第二帝制設立までの間の手工業者運動の代表組織たるの性格を持っていたことに留意しておかねばならない。つまり、会議が営業の自由の確立を要求してゆくばあいの立脚点は、工場制工業のめざましい発展によって危殆に瀕していた手工業者の救済にあった。そしてこのばあい、会議はシュルツェ＝デーリッチェらの協同組合運動の指導

ある。そればかりでなく、議長権はプロイセンに与えられていたのである。以上のことから明らかなように、この関税同盟制度の改革によって、プロイセンはドイツの覇権をほぼ完全に掌握することに成功したのである。ちなみに、この関税議会と関税連邦参議院はそっくりそのまま第二帝制下の帝国議会と連邦参議院に引継がれる。Vgl. H. Böhme, *a. a. O.*, S. 236f.

37) H. Böhme, *Prolegomena zu einer Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert*, Frankfurt am Main 1968, S. 53.

38) 大野英二「ドイツ資本主義の歴史的段階—ビスマルク・レジームの性格規定—」『土地制度史学』第46号, 1970年。

者たちを強力な構成員として持っていたのみならず、ドイツ各地に、とりわけ南ドイツを中心に発展し始めていた手工業者の組織体たる営業協会と結びついていた。この後者の事実は、会議が、関税政策論争において南ドイツの綿紡績業者と対立したのとは対蹠的に、南ドイツの手工業者層のなかにも一定の支持基盤を確保しえたことを意味していた、といえるだろう。

会議は、このように手工業者を支持基盤としつつ、他方で次第に当時の自由貿易運動の代表的組織としての性格を濃厚に示し始める。なるほど、自由貿易を要求するばかりでも、会議は手工業者的観点を保持し続ける。しかし、会議の要求する自由貿易に対し、その最も強力な支持基盤となっていたのは北東部ドイツの商業資本であり、次いでユンカーであったことは否定しえない。しかも会議は、営業制度との関連で批判していたユンカーをここでは自由貿易政策貫徹のための同盟軍として評価する。だがそうした評価は、他面からみれば、会議がユンカーの同盟軍と化すことを意味していたのだ。換言すれば、このユンカー評価は、会議が小ドイツ＝プロイセン主義を宣言したこととも関連して、会議が全体として、したがって、ここに結集していた手工業者がユンカー的プロイセンの支配体制のなかに編入されたことを意味していたといえよう。以上のように考えるならば、会議が営業の自由と自由貿易とを相互不可分のものとして捉え、両者を同時に要求していったことの歴史的意味は、まさに、手工業者層をユンカー陣営内に合体させることにあったといえる。

— 完 —

[付記。前稿および本稿の作成にあたり、大阪市立大学ゾムバルト文庫の蔵書を利用させていただいた星野中氏に深謝したい。]